

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年9月25日 17時40分ごろ
発生場所	広島県尾道市加島南西方沖 尾道系崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位194° 1.9海里付近 (概位 北緯34° 22.1′ 東経133° 14.2′)
事故の概要	引船兼作業船第八十八光龍丸は、北進中、加島南西方沖の浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年10月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	引船兼作業船 第八十八光龍丸、19トン 273-6580 広島、株式会社高升船舶工業（船舶所有者）、森 海運株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底部に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が単独で操船に当たり、約8ノットの対地速力で手動操舵により、尾道市白石（加島南方沖にある水上岩）西方沖を北進中、船長が右舷側船外通路にいた甲板員との窓越しでの会話に気を取られ、変針点を通過し、加島南西方沖の浅所に接近していることに気付かず、同浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、離礁を試みたが離礁できなかったので、乗り揚げたことを海上保安部に通報するとともに船舶借入会社へ連絡した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇の指示に従い、潮が満ちたところに自力離礁して帰港し、その後修理された。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を幾度も航行しており、加島南西方沖に浅所が存在していることを知っていたので、白石西方沖を通過した後左舷を取って進路を北北西方に変えようと思っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約2.8mであった。</p>
分析	本船は、白石西方沖を北進中、船長が右舷側船外通路にいた甲板員との会話に気を取られ、変針点を通過して航行を続けたことから、加島南西方沖の浅所に接近していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、白石西方沖を北進中、船長が右舷側船外通路にいた甲板員との会話に気を取られ、変針点を通過して航行を続けたた

	<p>め、加島南西方沖の浅所に接近していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、他者との会話に気を取られずに、操船及び周囲の見張りを適切に行うこと。